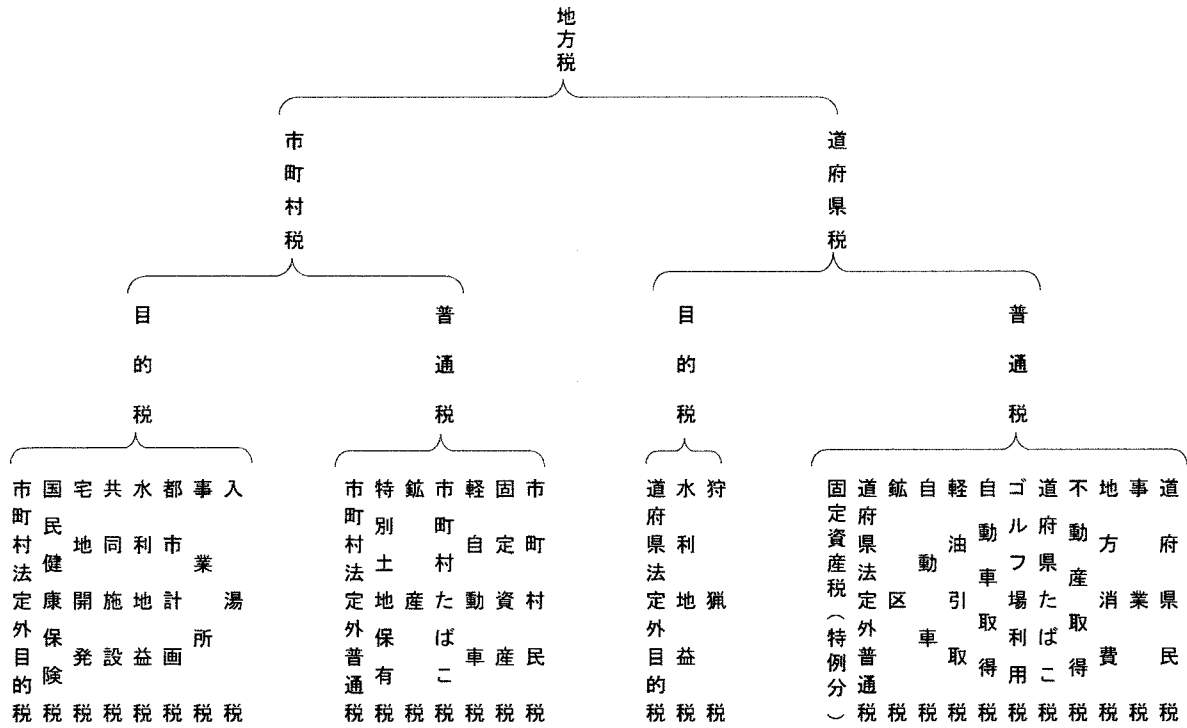


地方税体系



(注) 1 普通税: その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。
 2 目的税: 特定の費用に充てるために課される税。目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数 (平成30年4月1日現在)

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割	37団体	〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
所得割	1団体	〔神奈川県〕
法人均等割	35団体	〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
法人税割	46団体	〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税>

8団体〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割	1団体	〔神奈川県横浜市〕
所得割	1団体	〔兵庫県豊岡市〕
法人均等割	387団体	
法人税割	996団体	
<固定資産税>	153団体	
<軽自動車税>	15団体	
<鉦産税>	30団体	
<入湯税>	5団体	〔北海道釧路市、北海道十勝町、三重県桑名市、大阪府箕面市、岡山県美作市、〕

イ 超過課税の規模 (平成29年度決算)

○ 道府県税

道府県民税	個人均等割	(37団体)	243.6億円
	所得割	(1団体)	26.5億円
	法人均等割	(35団体)	103.4億円
	法人税割	(46団体)	1,193.2億円
法人事業税		(8団体)	1,315.9億円
道府県税計			2,882.6億円

○ 市町村税

市町村民税	個人均等割	(1団体)	16.9億円
	所得割	(1団体)	0.5億円
	法人均等割	(388団体)	163.9億円
	法人税割	(998団体)	2,886.0億円
固定資産税		(153団体)	355.0億円
軽自動車税		(15団体)	4.9億円
鉦産税		(31団体)	9百万円
入湯税		(4団体)	34百万円
市町村税計			3,427.6億円

超過課税合計	6,310.2億円
--------	-----------

※ 地方法人二税の占める割合: 89.7%

(注) イの表中における団体数は、平成29年4月1日現在。

市町村税の概要

税目	納税義務者	課税客体	課税標準	税率	収入見込額(R1)
市町村民税 (直)	市町村内に住所を有する個人、市町村内に事務所等を有する法人等	左に同じ	均等割(個人、法人)… 定額課税	個人…3,000円 (ただし、平成26年度から令和5年度まで3,500円) 法人…5万円～300万円	億円 (構成比) 個人均等割… 2,220 所得割… 80,015 法人均等割… 4,235 法人税割… 16,114 計 102,584 (46.1)
			所得割(個人)… 前年の所得	6/100(指定都市に住所を有する場合には、 8/100) (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	
			法人税割(法人)… 法人税額又は個別帰属法人税額	9.7/100(6.0/100) ※()内の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用	
固定資産税 (直)	固定資産の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)	価格	1.4/100	91,593 (41.1)
軽自動車税 (直)	軽自動車等の所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	種別割(令和元年10月1日～) ※令和元年9月30日まで軽自動車税	例 4輪以上の自家用軽乗用車 …年額10,800円 (ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けたものについては、年額7,200円を適用)	2,668 (1.2)
			環境性能割(令和元年10月1日～)	例 自家用乗用車 電気自動車等、 2020年度基準+10%達成…非課税 2020年度基準達成 …1/100 (非課税) 2015年度基準+10%達成、 上記以外 …2/100 (1/100) ※()内の税率は、令和元年10月1日から、令和2年9月30日までの間に取得した場合に適用	31 (0.0)
市町村たばこ税(間)	卸売販売業者等	売渡し等に係る製造たばこ	製造たばこの本数	(平成30年10月1日～令和2年9月30日) 1,000本につき5,692円 旧3級品は、1,000本につき4,000円 (令和元年10月1日以降) 旧3級品は、1,000本につき5,692円 (ただし、旧3級品の特例税率は4段階で縮減・廃止等 (平成28年4月1日から令和元年10月1日))	8,745 (3.9)
鉱産税 (直)	鉱業者	鉱物の掘採の事業	鉱物の価格	1/100(標準税率)	17 (0.0)
特別土地保有税(直)	土地の所有者又は取得者	土地の所有又は取得	土地の取得価額	土地に対する課税 1.4/100 土地の取得に対する課税 (※平成15年度以降は新たな課税は行っていない。) 3/100	2 (0.0)
入湯税 (間)	入湯客	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客数	1人1日につき150円	224 (0.1)
事業所税 (直)	事業所等において事業を行う者	事業	資産割…事業所床面積	1㎡につき600円	3,791 (1.7)
			従業者割… 従業者給与総額	0.25/100	
都市計画税 (直)	市街化区域等内に所在する土地、家屋の所有者	土地、家屋	価格	0.3/100(制限税率)	13,130 (5.9)
水利地益税 (直)	水利に関する事業等により特に利益を受ける者	土地、家屋	価格又は面積	任意税率	0 (0.0)
共同施設税 (直)	共同施設により特に利益を受ける者	共同施設により特に利益を受けた事実	共同施設の利益状況を考慮して市町村が条例で定める	任意税率	— (—)
宅地開発税 (直)	権原により宅地開発を行う者	市街化区域において行われる宅地開発	宅地の面積	任意税率	— (—)
					市町村税計 222,606 (100.0)

- (注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税等である。
2. 収入見込額(R1)は、令和元年度地方財政計画における収入見込額である。
3. 固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。
4. 表中の税率等は、令和元年度税制改正によるものを含む。
5. 上記のほか、東日本大震災による減免等に伴う減収を179億円と見込んでいる。

法定外税の状況

(令和元年6月1日現在)

平成29年度決算額 562億円 (地方税収額に占める割合0.14%)

1 法定外普通税

(平成29年度決算額)

[単位：億円]

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	206
核燃料等取扱税	茨城県	12
核燃料物質等取扱税	青森県	200
計	13件	429

[市区町村]

別荘等所有税	熱海市 (静岡県)	5
砂利採取税	山北町 (神奈川県)	0.1
歴史と文化の環境税	太宰府市 (福岡県)	0.9
使用済核燃料税	薩摩川内市 (鹿児島県)、伊方町 (愛媛県)	4 (*3)
狭小住戸集合住宅税	豊島区 (東京都)	4
空港連絡橋利用税	泉佐野市 (大阪府)	4
計	7件	19 (*3)

[合計]

20件 448 (*3)

2 法定外目的税

[都道府県]

産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、 熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、 山形県、愛媛県	66
宿泊税	東京都、大阪府	31
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.1
計	30件	97

[市区町村]

遊漁税	富士河口湖町 (山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市 (福岡県)	6
使用済核燃料税	柏崎市 (新潟県)、玄海町 (佐賀県)	10
環境協力税等(*2)	伊是名村 (沖縄県)、伊平屋村 (沖縄県)、 渡嘉敷村 (沖縄県)、座間味村 (沖縄県)	0.2 (*3)
開発事業等緑化負担税	箕面市 (大阪府)	0.5
宿泊税	京都市 (京都府)、金沢市 (石川県) 倶知安町 (北海道) R1.11.1施行予定	— (*3)
計	11件	17

[合計]

41件 114 (*3)

- *1 産業廃棄物処理税 (岡山県)、産業廃棄物埋立税 (広島県)、産業廃棄物処分場税 (鳥取県)、産業廃棄物減量税 (島根県)、循環資源利用促進税 (北海道) など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
- *2 環境協力税 (伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税 (座間味村) など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。
- *3 伊方町使用済核燃料税 (平成30年4月1日条例施行)、座間味村美ら島税 (平成30年4月1日条例施行)、京都市宿泊税 (平成30年10月1日条例施行)、金沢市宿泊税 (平成31年4月1日条例施行) は平成29年度の決算額がないため、含んでいない。
- *4 端数処理のため、計が一致しない。

法定外税の実施状況（平成31年4月1日現在）

（ア）道府県法定外普通税

平成31年4月1日現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの（元売業者）	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (H27.4.1) 1,021
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (H28.11.10) 9,882
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②45,750円/千kW（3か月）（廃止措置中は2分の1）	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③250円/kg（3か月）	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H31.1.16) 921
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②44,000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③500円/kg	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (H26.4.1) 1,766
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③500円/kg	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1) 705
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②40,600円/千kW（3か月）（発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間（3か月））	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1) 1,240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW（3か月）	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.1施行 (H30.6.1) 1,219
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW（3か月）	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58.6.21施行 (H30.6.21) 0
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②7,000円/千kW（3か月）	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S59.11.15施行 (H26.11.15) 3,210
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②33,000円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H30.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H29.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (H31.4.1) 1,206
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m ³	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m ³	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36,500円/kg	H3.9.28施行 (H31.4.1) 20,044
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,350円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥52,400円/m ³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,614,600円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(イ) 市町村法定外普通税

平成31年4月1日現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51.4.1施行 (H28.3.31) 524
2	神奈川県 山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57.4.1施行 (H29.4.1) 5
3	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く) …50円 乗車定員10人以下の 自動車…100円 乗車定員10人超29人以下 の自動車…300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15.5.23施行 (H30.5.23) 87
4	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	270,000円/体	H15.11.1施行 (H31.1.5) 420
5	愛媛県 伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H30.4.1施行 (平年度見込額 309)
6	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 441
7	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行 (H30.3.30) 413

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 愛媛県伊方町使用済核燃料税(平成30年4月1日施行)は平成29年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

(ウ) 道府県法定外目的税

平成31年4月1日現在

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 457
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 494
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 508
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 9
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 89
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 79
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 207
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 25

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 139
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 221
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 143
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 91
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1) 443
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1) 291
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 182
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 103
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 76

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 295
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 155
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 271
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 102
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 476
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 529
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 33
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 788
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 149

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場での処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行 235
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円 ※令和2年7月1日から同年9月30日までの3ヶ月の間に行われた宿泊に対しては、課税を停止	H14.10.1施行 2,361
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業)、国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円 (※) H31.6.1以後 7千円以上15千円未満 …100円 15千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …300円	H29.1.1施行 (※) 税率の()部分については、 H31.6.1施行予定 771
30	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行 12

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(エ) 市町村法定外目的税

平成31年4月1日現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 8
2	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において 埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行 632
3	新潟県 柏崎市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	保管する使用済核燃料の重 量(使用済核燃料に係る原 子核分裂をさせる前の核燃 料物質の重量)	使用済核燃料を保管 する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 575
4	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	500円/kg	H29.4.1施行 416
5	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H17.4.25施行 4
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H20.7.1施行 3
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H23.4.1施行 14
8	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H30.4.1施行 (平年度見込額) 10
9	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/m ²	H28.7.1施行 47

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
10	京都府 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は課税免除)	H30.10.1施行 (平年度見込額 4,560)
11	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31.4.1施行 (平年度見込額 720)

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 沖縄県座間味村美ら島税(平成30年4月1日施行)は平成29年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
○ 京都府京都市宿泊税(平成30年10月1日施行)は平成29年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
○ 石川県金沢市宿泊税(平成31年4月1日施行)は平成29年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。